

特定非営利活動法人日本栄養改善学会NPO第15期11月度理事会議事録

I. 日 時：平成29年11月3日（金）13:15～16:10

II. 場 所：東京都港区 建築会館301会議室

III. 出席者数：理事総数19名 出席理事数19名

IV. 出席理事氏名：武見ゆかり（理事長・議長）、南久則（副理事長）、上西一弘、川久保清、川島由起子、菊地和美、木村典代、小切間美保、酒井徹（第64回学術総会会長）、佐藤伸、下浦佳之、鈴木公、瀧本秀美、塚原丘美、村山伸子（第65回学術総会会長）、山本浩範、由田克士、赤松利恵（委任出席）、名和田清子（委任出席）

出席監事氏名：富田教代、林静子

その他の出席者：竹内弘幸（第66回学術総会会長）

V. 議事録署名人の選任に関する事項

議長より本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人2名を選任することを諮り、上西一弘理事及び川久保清理事を選任することを全員異議なく承認した。

VI. 審議事項 ※（ ）は提案説明者

【I. 執行体制】

1. 今期の役員体制（武見理事長）
2. 学会賞等選考委員会委員の選出（武見理事長）

【II. NPO第15期・第16期（2017.8.1～2019.7.31）の活動・課題】

1. 庶務関連事項（上西庶務担当理事）
 - （1）細則
 - （2）理事会申し合わせ
 - （3）通常総会後の関連手続き
 - （4）役員名簿
 - （5）NPO第15期会員の状況
 - （6）今後の会議予定
2. 財務関連事項（塚原財務担当理事）
 - （1）NPO第15期経費執行状況
 - （2）会費の改定に関する資料
 - （3）学術総会事業－財務関連事項－
 - （4）支部会活動－財務関連事項－
3. 編集関連事項（由田編集担当理事）
 - （1）栄養学雑誌編集委員会報告
 - （2）J-STAGEのリニューアル
 - （3）日本栄養改善学会監修書籍
4. 学術関連事項
 - （1）「健康な食事・食環境」推進事業（武見理事長）
 - （2）支部会「実践栄養学研究セミナー」（武見理事長）
5. 広報関連事項（酒井広報担当理事）
 - （1）会員向け情報活動の充実

- (2) ホームページ更新報告
- 6. 国際関連事項 (村山国際担当理事)
 - (1) 国際学会等運営・連携・協力
 - (2) 海外の学会との連携
 - (3) 栄養改善事業の国際展開プラットフォーム事業
 - (4) 栄養学雑誌サプリメント「日本と海外の学校給食」
- 7. 厚生労働省「管理栄養士専門分野別人材育成事業_教育養成領域での人材育成」(武見理事長)
- 8. 2021年の学術総会 (武見理事長)
- 9. 支部会関連事項
 - (1) 近畿支部会活動報告 (由田理事・近畿支部長)
- 10. 文部科学省大学設置・学校法人審議会 (大学設置分科会) における「栄養学専門委員会」設置の要望書提出 (武見理事長)

Ⅶ. 議事の経過の概要及び議決の結果

【Ⅰ. 執行体制】

- 1. 今期の役員体制・・・11月1日に就任した理事の所掌と担当を承認した。
- 2. 学会賞等選考委員会委員の選出・・・選考委員について提案があり、これを承認した。委員は学会賞等に関する細則第12条6項により非公開とする。

【Ⅱ. NPO第15期・第16期 (2017. 8. 1～2019. 7. 31) の活動・課題】

1. 庶務関連事項

- (1) 細則・・・細則が配布され、これを確認した。
- (2) 理事会申し合わせ・・・理事会申し合わせが配布され、これを確認した。申し合わせは内規であるため、公開していないことが説明された。
- (3) 通常総会後の関連手続き・・・配布資料により、東京都・法務局への関連手続き、議事録、総会報告 (栄養学雑誌掲載) について報告された。平成29年の特定非営利活動促進法の改正により、来年度の通常総会で貸借対照表の公告に関する定款変更を提案することを承認した。総会で会費の改定が承認されたことに伴い、「会員に関する細則」と「評議員に関する細則」の改定が提案され、別紙のとおり承認した。「評議員に関する細則」は評議員による書面審議を行うことを確認した。学生会員の「会員の権限」について、次回理事会で審議することとした。
- (4) 役員名簿・・・11月1日付の役員、評議員、支部長、各種委員会委員の名簿が配布された。
- (5) NPO第15期会員の状況・・・10月31日現在の支部会別・都道府県別会員数が配布資料により報告された。
- (6) 今後の会議予定・・・11月以降の会議予定が配布され、次回の理事会・役付理事打合会を決定した。主な予定は次のとおりである。

〔総会・評議員会〕 9月3日

〔理事会〕 2月12日、4～5月 (日付は未定)、8月18日

〔監事会〕 8月18日

〔役付理事打合会〕 1月28日、4～5月、7月 (日付は未定)

2. 財務関連事項

- (1) NPO第15期経費執行状況・・・10月19日現在の経費執行状況 (活動計算書、貸借対照表、事業別損益計算書、収支計算内訳書) が配付資料により報告された。酒井第64回学術総会会長

から学術総会事業費の状況が説明され、収入超過の見込であることが報告された。

(2) 会費の改定に関する資料…評議員会、通常総会で提案した会費の改定に関する資料が配布された。

(3) 学術総会事業－財務関連事項－…学術総会会計科目、本部会計との関係、剰余金の考え方、弥生会計（オンラインシステム）の導入、源泉徴収事務、マイナンバー関連事務について資料が配布された。第64回から導入した弥生会計について、酒井学術総会会長から感想が報告された。学術総会の剰余金の扱いに関連して、林監事から本部の準備金と貸付金について発言があった。

(4) 支部会活動－財務関連事項－…9月13日に開催した支部長会議資料の中から、会計に関するQ&Aが配布された。

3. 編集関連事項

(1) 栄養学雑誌編集委員会報告…10月27日現在の論文受付、審査、掲載の状況が配布された。また、①本年1月から原稿の区分をリニューアルしたが、未だ「実践活動報告」の掲載がないこと、②採択率が低いこと、その理由として投稿規定・執筆要領に則していない投稿が散見すること、査読者の裾野を広げること、を課題として認識している旨、報告があった。

(2) J-STAGEのリニューアル…11月25日にリニューアルするJ-STAGEについて配布資料により報告された。

(3) 日本栄養改善学会監修書籍…10月27日現在の学会監修書籍の一覧が配布され、これを確認した。

4. 学術関連事項

(1) 「健康な食事・食環境」推進事業…配布資料により進捗状況が報告された。前回理事会で承認された、本事業にかかる事務局業務委託の競争入札について、株式会社食STORYと契約を締結したことが報告された。「健康な食事」の通称を募集したところ542件の応募があり、理事と本事業のWGによる「一次審査」を行いたい旨、理事長から提案があり、これを了承した。一次審査はメール審査で行うことも了承した。

(2) 支部会「実践栄養学研究セミナー」…前年度から実施している支部会「実践栄養学研究セミナー」について配布資料により事業概要が報告された。本セミナーを実施した支部長は、事業終了後、「学会事業報告」として栄養学雑誌に報告書を掲載することを確認した。

5. 広報関連事項

(1) 会員向け情報活動の充実…今秋から開始したJSNDメールニュース、会員専用ホームページの概要が配布資料により報告された。酒井広報担当理事から、会員専用ホームページのコンテンツについて、理事からの提案をお願いしたい旨、発言があった。

(2) ホームページ更新報告…8月1日から10月24日までの更新情報が配付資料により報告された。

6. 国際関連事項

(1) 国際学会等運営・連携・協力…第22回IUNS-ICNの組織委員会に参画し、第21回IUNS-ICN（10月15日～20日、ブエノスアイレス）の出席報告を栄養学雑誌第75巻第6号で会員に周知することが報告された。

(2) 海外の学会との連携…大韓地域社会栄養学会、アメリカ栄養学教育行動学会との連携に

ついて配布資料により報告された。

(3) 栄養改善事業の国際展開プラットフォーム事業・・・運営委員会への参画、インドネシア寄宿舎の栄養改善モデル事業の受託、JICA途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査応募への協力について、配布資料により報告された。

(4) 栄養学雑誌サプリメント「日本と海外の学校給食」・・・進捗状況が配布資料により報告された。本サプリメントの掲載論文については、掲載料を徴収しないことを了承した。

7. 厚生労働省「管理栄養士専門分野別人材育成事業_教育養成領域での人材育成」・・・事業の概要と進捗状況が配布資料により報告された。

8. 2021年の学術総会・・・2021年の本学会学術総会を、第22回IUNS-ICN（2021年9月14日～19日、東京国際フォーラム）と同時開催することが提案され、想定されるメリット・デメリットを比較した資料が配布された。同時開催にあたり、参加費の考え方、日本語プログラムの企画など、意見が出され、審議を行った結果、同時開催の方向で検討することを承認した。林監事から2008年に開催された第55回学術総会と第15回国際栄養士会議の連携開催について発言があった。

9. 支部会関連事項

(1) 近畿支部会活動報告・・・第16回支部会学術総会は、東根裕子大阪青山大学教授を学術総会会長とし、11月19日に大阪青山大学で市民公開講座とともに開催する。実践栄養学研究セミナー（ステップ2）を4月15日、6月24日、9月23日の日程で開催した。支部会ホームページは近日公開予定であり、公開後は学会本部、各支部会のサイトとのリンクについて了承を得ている。

10. 文部科学省大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）における「栄養学専門委員会」設置の要望書提出・・・9月26日に一般社団法人全国栄養士養成施設協会会長と連名で、文部科学省高等教育局長に提出した要望書が配布された。この要望書には本年1月に設立した日本栄養学学術連合の構成学術団体の名簿も添付したことが補足された。

VIII. その他

本理事会は本年11月1日に就任した役員による最初の理事会であったため、会議冒頭に、出席者の自己紹介を行った。

以上

会員に関する細則

第1条 定款第6条に基づき、会員に関する事項は本細則に定める。

第2条 定款第8条に基づき、この法人の会費は、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 年額 7,000円
- (2) 学生会員 年額 2,500円
- (3) 名誉会員 年額 0円
- (4) 終身会員 年額 0円
- (5) 協力会員（個人・団体）年額 1口 30,000円（1口以上）

第3条 本学会正会員の所属都道府県は、定款第7条第2項の入会申込書に記載した勤務地又は住所地のいずれかの都道府県とし、その選択は任意とする。

- 2 勤務地及び住所地が国外にある場合は、その所属を国外とする。なお、留学等の事由により、勤務地及び住所地が国外となる期間が限定される場合に限り、当該正会員の申し出により所属都道府県を選択を任意とする。
- 3 所属地域は別に定める。

第4条 定款第9条及び第10条に基づき、会員の資格を喪失した会員の会員履歴保存期間は2年とする。

- 2 1年間会費を滞納した会員は、滞納した会費が納入されるまで、以下の会員の権限の全てを保留する。
 - (1) 定款第5条の事業への参加
 - (2) 栄養学雑誌の配布
 - (3) 栄養学雑誌への投稿
- 3 定款第9条（3）により退会した者が、再度入会を希望する場合は、再入会する初年度に限り、会費を滞納した年度にかかわらず、再入会年度の会費3年分を納入しなければならない。

第5条 諸般の事情により、休会を希望する会員は、所定の休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得て休会することができる。休会期間は、2年以内とし、それを越える場合は再度休会届を提出する。なお休会期間中は本細則第4条第2項に基づく会員の権限の全てを放棄しなくてはならない。

第6条 本細則の改定は、理事会の議決によるものとする。

附則 本細則は、平成16年(2004年)7月17日から施行する。

2 本細則第2条は、平成29年度評議員会、通常総会の会費の額の議決に基づき、平成29年(2017年)11月3日の理事会の議を経て、平成30年度会費から施行する。

評議員に関する細則

第1条 定款第20条、第21及び第22条に基づき、評議員に関する事項は本細則に定める。

第2条 評議員は、日本栄養士会長、3名以上の評議員の推薦又は5名以上の正会員の推薦を受け、理事会並びに評議員会の議及び総会における選任の議を経て、総会において選任し、理事長がこれを委嘱する。

第3条 前条の評議員を推薦しようとする者は、次の各号の条件全てに該当する者を、評議員候補者に推薦する。

- (1) 関連分野の論文2編以上
- (2) 卒後10年以上、但し、6年制課程にあつては卒後8年以上
- (3) 本学会会員歴3年以上
- (4) 満70歳未満の者

2 日本栄養士会長の推薦を受ける評議員は、本学会学術総会での発表2回以上をもって、本条(1)の条件を満たすものとする。

第4条 評議員が任期中に満70歳に達した場合は、その直後の10月31日をもって退任するものとする。

第5条 日本栄養士会長の推薦を受けた評議員が、任期中に辞任又は本細則第4条により退任する場合は、日本栄養士会長は評議員の後任者を、本細則第3条に準じて、推薦することができる。推薦された評議員候補者は、理事会並びに評議員会の議及び総会における選任の議を経て、総会において選任し、理事長がこれを委嘱する。但し、後任者の任期は前任者の残存期間とする。

第6条 本細則の改定は、評議員会及び理事会の議決によるものとする。

附則 評議員は正会員としての会費7,000円と寄付金3,000円、合計10,000円を毎年度納入するものとする。

2 本細則は、平成16年(2004年)7月17日に施行する。

3 本学会設立当初の評議員の任期は、本学会定款第22条の規定にかかわらず、本学会設立の日から平成18年10月31日までとする。

4 本細則の改定は、平成21年(2009年)5月23日の理事会の議、平成21年(2009年)9月2日の評議員会の議を経て、平成21年11月2日から施行する。

5 本細則の改定は、平成29年度評議員会、通常総会の会費の額の議決に基づき、平成29年(2017年)11月3日の理事会の議、平成〇年(〇〇年)〇月〇日の評議員会の議を経て、平成30年(2018年)4月1日から施行する。